

令和6年度 鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局職員（支援・事務職員） 採用試験募集案内

◆鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局◆

〒680-0022 鳥取市西町1丁目401番地

鳥取県庁西町分庁舎2階公益社団法人とっとり被害者支援センター内

電話 0857-32-8211

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和6年2月5日（月）～令和6年2月16日（金） ◎郵送の場合は、令和6年2月16日（金）必着 ◎持参による場合の受付時間 9：30～18：00 土・日曜日、祝祭日は受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和6年2月25日（日）午後1時30分から ◎詳しい試験時間及び試験会場については、申込受付後に連絡します。
試験会場	米子市内
試験結果発表日	令和6年2月29日（木）（予定）

2 募集職種・勤務場所・採用予定者数・職務内容

職 種	非常勤職員（支援・事務職員）
勤務場所	鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局 米子事務所兼米子相談室（米子市内）
採用 予定者数	1名
主 な 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援業務（電話・面接相談、付添支援等） ・鳥取県、県警察、医療機関等をはじめとした関係機関との連携活動 ・性暴力被害者支援に係る啓発業務 ・その他庶務業務 ※ごく稀に夜間休日における緊急対応を要する場合あり

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 性暴力被害者やその家族等からの相談に対して被害者に寄り添った適切な対応を行うとともに、関係機関（者）と良好な連携、協力ができる人。
- (3) 保健師、助産師、看護師、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、教員のいずれかの資格（免許）又はそれに類する資格（免許）を有すると尚よい。
- (4) パソコン操作（ワード、エクセル等）による事務ができる人。
- (5) 普通自動車運転免許証所有者又は任用期間までに取得できる見込みのある人。
- (6) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法付則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (7) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和6年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	内 容
面接試験	個別面接による基本的知識・経験、業務への適性及び意欲等についての口述試験 (面接時間：1人20分程度)

5 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日(予定)

6 勤務条件(予定)

給 与	<p>○報酬 時給 1,250円～1,450円 ※資格及び経験に応じた額とします。 ※時間外勤務が発生した場合は、時間外勤務手当を支給します。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当基礎額(報酬の月額相当分)2.16月分(6月期1.08月分、12月期1.08月分) 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和6年4月1日採用の場合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○通勤手当 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。 ※退職金積み立て制度あります。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日数 及び勤務 時 間	<p>勤務日数：原則として平日週4日 勤務時間：午前8時45分から午後5時15分まで(※現時点のもの。休憩は60分) ※ただし、支援業務や研修等実施により、夜間や土日・祝日に振り替えて勤務する場合があります。</p>
任用期間	<p>採用した日から6か月間を試用期間とします。 勤務成績、予算等の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。</p>

※上記は令和6年2月1日時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改正があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>◎採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。</p>
申 込 先	<p>鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局(担当：山本) 〒680-0022 鳥取市西町1丁目401番地 鳥取県庁西町分庁舎2階公益社団法人とっとり被害者支援センター内 電話0857-32-8211 ※封筒の表面に「事務局職員受験」と朱書きしてください。</p>

申込書の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 該当するすべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。
----------	--

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

面接試験の得点の高い順に合格者を決定します。

ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、その得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

合格者には電話で通知します。また、試験結果は全員に文書にて通知します。

10 採用方法等

(1) 合格者のその後の日程

令和6年4月1日(月)に辞令交付後着任していただく予定です。

※辞令交付時刻等や提出書類の詳細は、合格者に別途御連絡します。

(2) 合格者の辞退又は合格の取消し等により、採用試験の得点の高い順から繰り上げて採用することがあります。

(3) 採用後の研修

性暴力被害者への支援や事務等については、採用後、職員による研修を予定しています。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、面接試験の得点及び順位	合格発表日から1ヵ月	鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局(鳥取県庁西町分庁舎2階公益社団法人とっとり被害者支援センター内)

また、希望者には郵送により試験結果(総合得点等)を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

12 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)

また、当日、試験を受けられなくなった場合は、鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局(0857-32-8211)に事前に連絡をしてください。

(2) 会場は全面禁煙です。

(3) 試験会場以外への駐車はご遠慮ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場へはマスク着用の上、お越してください。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。